

様式第三の二(第四十四条関係)

(表 面)

四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3～5 (略)	国 民 健 康 保 険 検 査 証 〔法第五十四条の二の三関係〕 写 真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
---	---

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印	国民健康保険法（抄） (報告等) 第五十四条の二の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。 3 (略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略) 2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りにすること。